

公有財産一般競争入札売払い募集要項

入札への参加を希望される方は、この募集要項及び愛西市普通財産売払い要綱（以下「要綱」という。）の内容を十分把握したうえで参加してください。

1. 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者であること
- (2) 次の申立てがなされていないこと
 - ① 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
 - ② 会社更生法第17条に基づく更生手続きの申立て
 - ③ 民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立て
- (3) 役員（個人の応募の場合は、個人。）に、次のいずれかに該当する者がいないこと
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に、暴力団又は暴力団員の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 国税又は地方税を滞納していないこと
- (5) 他法令に要件がある場合は、その要件を満たす者であること
- (6) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること
- (7) その他市長が適当と認めた者であること

2. 入札物件

所在地	愛西市東保町宗十21番5
地目	雑種地
地積	1,979㎡
特記事項	平成5～7年度まで不燃物処理場として使用。南北10m×東西

42m のスパンで 2 回、南北 7.62m×東西 42m で 1 回矢板を打ち、深さ約 6m のところに「廃プラスチック・ビニールゴミ・建築廃棄物・コンクリート片・ブロック・ヘドロ等」が埋められている。埋蔵量は、約 7,000 m³（平成 22 年 4 月調査時点）

最低入札価格 金 17,400,000 円

3. スケジュール

日 程	内 容
令和 8 年 10 月 1 日（木）～8 日（木）	質問受付
令和 8 年 10 月 15 日（木）	質問に対する回答の公表
令和 8 年 10 月 19 日（月）～10 月 30 日（金）	入札参加申込受付【様式第 1 号】
令和 8 年 11 月 4 日（水）予定	入札参加承認書交付【様式第 2 号】
令和 8 年 11 月 20 日（金）	入札書受付【様式第 3 号】
令和 8 年 11 月 20 日（金）午前 10 時	開札日、落札者決定
令和 8 年 12 月頃	市有財産売買契約締結

4. 質疑応答

（1）質問の受付

質問の受付は次の方法により行うものとし、質問書以外の方法（電話、訪問等）による質問には応じません。

① 提出期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から 10 月 8 日（木）午後 4 時まで

② 提出書類

質問書【任意様式】

※必ず、ご担当者名・連絡先を記載してください。

③ 提出方法

電子メール

※電子メールを送信後、必ず着信確認の電話連絡を行ってください。

④ 提出先

愛西市役所総務部財政課

電話番号：0567-55-7132（ダイヤル）、0567-26-8111（代表）

電子メール：zaisei@city.aisai.lg.jp

（2）回答の公表

提出された質問及び質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 15 日（木）までに、市ホームページに質問者名を伏せて掲載します。

愛西市ホームページ <https://www.city.aisai.lg.jp/>

5. 入札参加申込書の提出

入札への参加を希望する場合は、あらかじめ市に次の書類を 1 部提出してください

い。

(1) 提出期間

令和8年10月19日（月）から10月30日（金）までの各日午前9時から午後4時まで（土・日曜日、祝日を除く。）とします。なお、郵送により提出する場合は、締切日前日の消印があるものを有効とします。

(2) 提出書類（発行までに日数を要するものもあります。あらかじめご準備ください）

書類番号	提出書類	様式	申請者種別	
			法人	個人
1	普通財産売払い入札参加申込書	【様式第1号】	○	○
2	・一般競争入札参加資格確認書 ・普通財産売払い申請書	別 添	○	○
3	法人登記簿謄本	—	○	—
	住民票	—	—	○
4	納税証明書（国税）	—	○※1	○※2
	納税証明書（愛知県税）又は愛知県税の納税義務がないことの申出書	—	○※3	○※4

※1：税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3 未納のないことの証明）

※2：税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2 未納のないことの証明）

※3：愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）。愛知県内に事業所を有しない方等で納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出

※4：愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）。愛知県内に事業所を有しない方等で納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は必ず簡易書留としてください。（締切日前日の消印があるもの）

(4) 提出先

愛西市役所総務部財政課

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地（愛西市役所本庁舎 2 階）

(5) 入札参加承認書交付

市は提出された入札参加申込書を確認し、応募資格要件を満たす申込者に対して令和8年11月4日（水）頃に普通財産売払い入札参加承認書【様式第2号】を交付します。

6. 入札書の提出

入札参加承認書を交付された応募者は、次のとおり入札書を提出してください。

(1) 提出日

令和8年11月20日（金）午前9時50分

(2) 提出書類

入札書【様式第3号】を作成し、定型封筒（長形3号）に入れ、糊付し封印したものを提出してください。

(3) 提出方法

持参

※代理人が持参する場合は、必ず委任状を提出してください。くじ引きになった際も当該委任状で兼ねます。

(4) 提出先

愛西市役所総務部財政課

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) その他

入札者がいない場合は不成立となり、随意契約に変更となります。

7. 開札及び落札者の決定

(1) 開札日時・場所

令和8年11月20日（金）午前10時

愛西市役所 北館2階 会議室2-2

※ 開札日の午前9時50分までに開札場所に来場してください。

(2) 落札者の決定方法

① 最低入札価格以上で、最高の金額を提示した応募者を落札者（買受人）とします。

② 同額の者が2者以上となった場合は、当該同額となった応募者がくじを引くことにより決定します。

(3) 入札結果の公表

入札の結果については、市ホームページにおいて、決定した落札者及び金額を掲載します。

愛西市ホームページ <https://www.city.aisai.lg.jp/>

(4) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の金額を納期限までに納付してください。

8. 落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、市が指定する期日までに契約の手続きを行わなかったとき

(2) 応募の書類に虚偽の記載があったとき

(3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、落札者としてふさわしくないと市が判断したとき

(4) 応募資格要件を満たさなくなったとき

9. 用途条件及び制限

次の(1)～(5)の用途に供することは禁止します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等の施設に係る用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
- (3) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業及び同条第11項に規定する接客営業、その他これらに類する業に係る用途
- (4) 騒音、振動、臭気等周辺環境に支障を及ぼす用途
- (5) その他周辺住民に著しく不安を与える用途

なお、市は、「駐車場」の用途に供することを想定しています。その用途に供さなければならない期日及び期間は、契約時に取り決めるものとします。

10. 契約条件

売買契約に当たっては、次の条件を付します。

- (1) 買受人は、地上権・質権・使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に供してはならない。
- (2) 要綱第26条第1項に規定する契約保証金については、市が発行する納入通知書の納期限までに納付してください。
- (3) 要綱第31条第2項に規定する所有権移転の登記手続きに要する費用は、買受人の負担となります。登録免許税分の収入印紙を市の指定する期日までにご提出ください。

11. 注意事項

- (1) 物件の引渡しは現状有姿となります。
- (2) 市は地下埋設物に対する一切の責任を負いません。
- (3) 市は一切の契約不適合責任を負いません。
- (4) 将来、開発（建築）等を行う際は、都市計画法、建築基準法および条例などの関係法令を遵守してください。
- (5) 当該物件周辺の地域住民等と良好な関係を築くことに努めてください。

12. お問合せ先

愛西市役所 総務部 財政課 電話番号 0567-55-7132（ダイヤルイン）